

「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～「観光先進国」の実現に向けて～」  
に対する意見募集について

平成29年8月1日

特定複合観光施設区域整備推進本部事務局

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（平成28年法律第115号）第5条において、政府は、特定複合観光施設区域の整備の推進を行うために必要となる法制上の措置について、同法の施行（平成28年12月26日）後1年以内を目途として講じなければならないこととされております。

このため、本年4月以降、有識者会議である「特定複合観光施設区域整備推進会議」において制度設計の大枠の検討を進めてまいりましたところ、このたび、同会議の議論の取りまとめが行われました。

つきましては、「観光先進国」の実現に向け、今後の制度設計の検討に当たっての参考とさせていただくため、当該「取りまとめ」について以下の要領で広く国民の皆様からの意見を募集いたします。

なお、頂いた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。

### 1. 意見募集対象

特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～「観光先進国」の実現に向けて～

### 2. 意見募集期間

平成29年8月1日（火）から平成29年8月31日（木）まで

（電子メール及びFAXの場合は午後5時まで、郵便の場合は終了日必着。）

### 3. 意見提出方法

別添の様式により、氏名、所属（会社名、役職等）、住所、電話番号、FAX番号（FAXでの応募の場合のみ）及び電子メールアドレスを必ず明記の上、以下のいずれかの方法でご提出願います。提出いただく意見等につきましては、日本語に限ります。なお、本要領に基づかない応募や電話による意見の受付は対応しかねますので、あらかじめご了承下さい。

#### （1）電子メールの場合

電子メールアドレス：ir-ikenbosyu@cas.go.jp

特定複合観光施設区域整備推進本部事務局 宛て

※件名には、必ず「パブリックコメント意見」とご記入下さい。

※ファイル形式をテキスト形式にして送付して下さい。

(2) F A Xの場合

F A X番号：03-6205-1282

特定複合観光施設区域整備推進本部事務局 宛て

(3) 郵送の場合

〒100-6012

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング12階

特定複合観光施設区域整備推進本部事務局 宛て

※封書に「パブリックコメント意見」と赤字でご記入下さい。

4. 意見の公開について

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、F A X番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(別添)

特定複合観光施設区域整備推進本部事務局 宛て

パブリックコメントへの意見  
(特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～「観光先進国」の実現に向けて～  
に対する意見募集について)

氏名	
所属	
住所	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	
意見内容	